

○飛騨市工事低入札価格調査事務取扱要領

平成21年 9月30日

告示第152号

改正 平成24年 3月30日告示第87号

平成26年 3月20日告示第37号

平成27年12月21日告示第170号

平成28年 8月30日告示第120号

平成28年 9月 7日告示第126号

平成29年 8月24日告示第126号

平成29年 9月22日告示第138号

平成30年 7月18日告示第141号

令和元年 9月26日告示第79号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(令第167条の13の規定により準用する場合を含む)の規定に基づき落札者を決定するために、契約の相手方となるべき者に当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査(以下「低入札価格調査」という。)に関し、必要な手続を定めるものとする。
(定義)

第2条 この告示における、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各用語の意義は、岐阜県県土整備部積算基準及び国土交通省公共建築工事積算基準で使用する用語の例による。

(適用対象工事)

第3条 この告示の対象となる工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に規定するすべての建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定価格が1,000万円未満の建設工事は、次条から第7条までの規定は適用しない。

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を行う基準となる入札比較価格に対する価格(以下「調査基準価格」という。)は、次項で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

2 前項の規定により調査基準価格を求める際の割合は、予定価格算出の基礎となった額を基に、次の各号の区分に応じ算出した額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、予定価格で除して得たものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 土木一式工事又は次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(2) 建築一式並びに営繕工事にかかる電気、電気通信、管及びとび・土工・コンクリート工事(解体工事に限る。)

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額と直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額の合計額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(3) 営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上水道工事及び下水道工事にかかる機械器具設置

ア 機器費の額に10分の9.07を乗じて得た額

イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

オ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 市長が特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における割合とすることができる。

(低入札価格調査の実施)

第5条 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、その入札を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定し、後日関係者に通知するものとする。

2 前項に定める低入札価格調査は、次条に定める飛騨市低入札価格調査委員会において、入札者又は関係機関から次の事項の事情聴取、照会等を行うことにより実施するものとし、調査結果に基づき同委員会において契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断を行うものとする。

(1) その価格により入札した理由(必要に応じ入札価格の内訳書を徴する。)

(2) 契約対象工事付近の手持ち工事の状況

(3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所及び倉庫等との関連(地理的条件)

(5) 手持ち資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(7) 手持ち機械の状況

(8) 労務者の具体的供給見通し

(9) 過去に施工した公共工事名、発注者名及び成績状況

(10) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)

(11) 建設業法違反の有無、賃金不払い状況、下請代金の支払遅延状況等の信用状況

(12) 下請契約予定者名及び同契約予定額

(低入札価格調査委員会の設置)

第6条 前条に規定する低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを判断するため、飛騨市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、副市長、総務部長、環境水道部長、農林部長、企画部長、商工観光部長、基盤整備部長、管財課長、建設課長、水道課長及び都市整備課長の職にあるものをもって充てる。

3 委員会の委員長は、副市長をもって充てるものとし、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、総務部長がその職を代理する。

4 第2項の規定にかかわらず、委員長において必要と認めるときは、関係部長等を委員会に参画させることができる。

5 委員会の庶務は総務部管財課において行う。

(委員会の会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議を総括する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、関係者に意見を求めることができるとともに、関係職員に調査を依頼することができる。

(失格判断基準の適用)

第8条 第5条の規定にかかわらず、最低価格入札者が、次条に定める価格(以下「失格判断基準価格」という。)を下回る価格で、入札が行われた場合は、低入札価格調査を実施することなく、当該入札者を失格とする。

(失格判断基準価格)

第9条 失格判断基準価格は、次項で定める割合を予定価格に乗じて得た額(以下「失格判断基準価格」という。)とする。

2 前項の規定により失格判断基準価格を求める際の割合は、予定価格算出の基礎となった額を基に、次の各号の区分に応じ算出した額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、予定価格で除して得たものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

(1) 土木一式工事又は次号及び第3号に掲げる工事以外の工事

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の2を乗じて得た額
- (2) 建築一式並びに営繕工事にかかる電気、電気通信、管及びとび・土工・コンクリート工事(解体工事に限る。)
- ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額と直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額の合計額に10分の9を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 一般管理費に10分の2を乗じて得た額
- (3) 営繕工事以外の電気及び電気通信並びに上水道工事及び下水道工事にかかる機械器具設置
- ア 機器費の額に10分の8.2を乗じて得た額
 - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ウ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - オ 一般管理費の額に10分の2を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず、予定価格が130万円未満の建設工事については、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

- 第10条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第8条による失格判断基準に該当せず、かつ、第5条の規定による低入札価格調査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。
- 2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第8条による失格判断基準に該当するものであったとき又は第5条の規定による低入札価格調査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。
- 3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。
- 4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第5条から前項までの規定を準用する。

(調査基準価格及び失格判断基準価格)

- 第11条 調査基準価格及び失格判断基準価格を定めたときは、飛騨市契約規則(平成16年飛騨市規則第56号)第10条に規定する予定価格調書に、当該調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。

(業者への周知)

- 第12条 入札の公告又は入札の通知にあたっては、次の事項を掲載するなどして、業者への周知徹底を図るものとする。
- (1) 令第167条の10第1項の規定の適用があること。
 - (2) 調査基準価格及び失格判断基準価格が設定されていること。
 - (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - (4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
 - (5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力すべきこと。
 - (6) 失格判断基準価格を下回った入札を行った者は、失格となること。

(決定後の措置)

- 第13条 契約担当者は、低入札価格調査を行い、落札者を決定した旨を、工事担当課長に通知するとともに、監督体制の強化を促すものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

(飛驒市工事等低入札価格調査委員会設置要綱の廃止)

2 飛驒市工事等低入札価格調査委員会設置要綱(平成19年飛驒市告示第56号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月30日告示第87号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の各告示の規定は、この告示の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月21日告示第170号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年8月30日告示第120号)

この告示は、平成28年10月1日から施行し、改正後の飛驒市工事低入札価格調査事務取扱要領は、同日以降に入札公告又は入札執行を通知する案件から適用する。

附 則(平成28年9月7日告示第126号)

この告示は、平成28年9月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月24日告示第126号)

この告示は、平成29年10月1日から施行し、改正後の飛驒市工事低入札価格調査事務取扱要領の規定は、同日以降に入札公告又は入札執行を通知する案件から適用する。

附 則(平成29年9月22日告示第138号)

この告示は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年7月18日告示第141号)

この告示は、平成30年7月18日から施行し、改正後の飛驒市工事低入札価格調査事務取扱要領の規定は、平成30年8月1日以降に入札公告又は入札執行を通知する案件から適用する。

附 則(令和元年9月26日告示第79号)

この告示は、令和元年10月1日から施行する。